



緊急事態宣言解除後の習志野市における 施設・イベント等の対応について

国において、9月30日をもって緊急事態措置を終了することが決定されました。千葉県においても、飲食店への協力要請等について決定されました。

本市におきましては、9月30日に、対策本部会議を開催し、施設・イベント等の対応について、10月4日(月)より、以下のとおり対応します。(下線は強調・変更点です)

なお、感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて内容を精査します。

1. 市立施設(公民館・図書館等)について

緊急事態措置の終了を受け、開設時間の変更を解除します。ただし、21時以降も開館する施設は21時までとします。

なお、食事、浴場などマスクの着用がない利用、及び大声を出す活動については、引き続き10月24日までの間、利用を休止します。

2. 本市が主催(共催)するイベントについて

不特定多数の参加者が見込まれるイベントについては、引き続き中止とします。

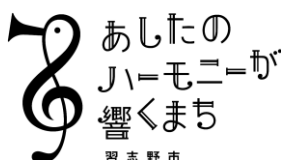
参加者が特定できるイベントについては、引き続き必要な感染予防対策を徹底します。なお、21時までに終了することとします。

3. 本市が開催する会議等について

感染症対策を徹底して、慎重に開催することとし、感染症対策等必要なものは除き、21時までに終了することとします。

【市長コメント】

「市民の皆様には、この間、多くの制限をおかけした上で、御協力いただき、心から感謝申し上げます。一方、宣言解除による過度な高揚感に惑わされず、一都三県知事発信による“リバウンド防止”を念頭に、引き続き感染対策を続けていただくようお願い申し上げます。



問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：047-453-2963(直通)